

第 2 号議案

臨時代理の承認について

(群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について)

このことについて、緊急やむを得ない理由により別紙のとおり臨時代理しましたので、教育長に対する権限委任等に関する規則第5条第2項の規定により、その承認を求めます。

令和7年4月21日

群馬県教育委員会

教育長 平田 郁美

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の概要

学校人事課

1. 改正内容

群馬県学校職員について、特別休暇に係るに規則を一部改正する。

○改正の要点

- (1) 一部の特別休暇（看護等休暇）の対象範囲および取得要件を見直す。
- (2) 規則の一部について、文言整理を行う。

2. 施行期日

○令和7年4月1日

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第六号

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

（群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第一条 群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年群馬県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「教育委員会規則で定める者」を「常態として子を養育することができるとして教育委員会規則で定める者」に改め、同項第二号中「子」の下に「（条例第十一条の二第一項において子に含まれるものとされる者を含む。第七条の四、第七条の八、第十二条第一項第三号、第七号、第十二号、第十三号の二及び第十三号の三並びに別表第二において同じ。）」を加える。

第七条の八第二項第二号中「、条例第十一条の二第二項の規定による請求にあつては三歳に、同条第三項の規定による請求にあつては」を削る。

第十条第一項及び第二項中「すべて」を「全て」に改める。

第十二条第一項第十三号の三中「その子の看護」を「その子の看護等」に、「又は」を「）、」に、「その子の世話をを行う」を「その子の世話若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして教育委員会が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち教育委員会が定めるもののへの参加をする」に改め、同号イ中「小学校就学の始期に達するまでの」を「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に、「「就学前の子」を「「小学校第三学年修了前の子」に、「当該就学前の子」を「当該小学校第三学年修了前の子」に改め、同号ロ中「小学校就学の始期」を「九歳に達する日以後の最初の四月一日」に、「「就学前の子」を「「小学校第三学年修了前の子」に、「当該就学前の子」を「当該小学校第三学年修了前の子」に改め、同号ハ中「就学前の子及び就学前の子以外の子を」を「小学校第三学年修了前の子及び小学校第三学年修了前の子以外の子を」に、「当該就学前の子及び就学前の子」を「当該小学校第三学年修了前の子及び小学校第三学年修了前の子」に改め、同条第六項中「すべて」を「全て」に改める。

（群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和四年群馬県教育委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。